

大分労発基 0425 第 8 号
平成 29 年 4 月 25 日

各労働災害防止団体等の長 殿

大分労働局長

平成 29 年における労働災害防止対策の強化について（要請）

労働行政の推進につきましては、日頃より格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、大分労働局では、貴団体をはじめとする関係団体の御協力を得ながら、「第 12 次労働災害防止計画（平成 25 年～平成 29 年）」の推進に取り組んでいるところです。

この度、平成 28 年の労働災害発生状況を取りまとめたところ、死亡者数は前年比 1 人減の 11 人となったものの、休業 4 日以上之死傷者数については、前年比 210 人 (3.3%) 増の 1,214 人となったことから、平成 29 年の死傷者数を 969 人以下とする第 12 次防の目標の達成は困難な状況となっています。

このため、大分労働局では、第 12 次防の最終年に当たる平成 29 年においては、特に下記の事項について重点的に取り組んでいます。

つきましては、貴団体におかれましても、この危機的な状況を御理解いただき、貴団体傘下の会員事業場に対し別添リーフレットを配付によること等により、改めて作業時の危険ポイントの洗い出し、作業の安全ルールの再確認、安全作業の徹底等の啓発指導を行っていただくよう要請します。

記

- 1 大分労働局が作成した「安全の見える化事例集」を活用し、職場に潜む危険要因を「見える化」すること
- 2 小売業、社会福祉施設、飲食店に対し「働く人に安全で安心な店舗・施設づくり推進運動」の周知徹底を図り、安全衛生活動を全社的に取り組むこと
- 3 6 月を「STOP！転倒災害重点取組期間」に設定し、各事業場における職場巡視・点検の実施を行うこと
- 4 5 月から 9 月を「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」に設定し、熱中症

対策に取り組むこと

- 5 大分労働局が独自に取り組んでいる「各建設現場2項目重点労働災害防止運動」を実施すること
- 6 陸上貨物運送業における荷役作業の5大災害(墜落・転落、荷崩れ、フォークリフト作業、無人暴走、トラック後退時の事故)の防止対策の徹底を図ること
- 7 「林業安全遵守5原則運動」を実施すること
- 8 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づき、適正な走行計画の作成、適正な労働時間の管理等の対策を行うこと